

第35回定期大会

日時: 9月10日(日) 13時半
場所: 教育会館 501号室

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第380号

2023年

7月21日

発行

千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F

電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価20円

第 379 号 URL 版 2023 年 6 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

あなたの町から平和の声 広げ 23国民平和大行進が県内行進

千葉県内の平和大行進スタート

2023年国民平和大行進幹線コース(北海道→東京・太平洋コース)が7月12日に千葉県入りしました。



茨城県から千葉県への引継ぎ式の様子

12日の夕方に香取市役所で開かれた引継ぎ集会には約20人が茨城県の行進団を出迎えました。

茨城県の代表からは「今朝、日米共同訓練でF35戦闘機の爆音が響く百里基地を出発してきました。岸田政権の軍事国家体制づくりを実感する中で、『どうすれば平和の世論を高めることが出来るか』などを話し合いながら行進の準備をすすめてきました」との報告もありました。

香取市実行委員会の代表は「半世紀以上続けてきた平和行進を成功させたい」と決意を表明しました。

集会では、香取市実行委員会が、かき氷で茨城県からの行進団を歓迎し、暑さの中での行進について交流しました。

今年の国民平和行進は、猛暑の中でしたが、各地で工夫があり、参加者も昨年より大幅に増え、広く国民に「日本政府は核兵器禁止条約に署名・批准せよ」と訴えるも

のとなりました。

7 月 12 日からの 14 日間にわたる幹線コースでは、香取市を皮切りに千葉県内を周り、26 日には市川市で東京に引継がれました。途中何度も「熱中症警戒アラート」が発令されたため、歩くことを止めてスタンディングアピールを重視することに変更しました。



核兵器廃絶を求め行進する
平和行進 2023 千葉市コースの参加者

韓国の青年も平和行進参加

幹線コースの最終の 4 日間には、韓国の青年が「国際青年アピール平和行進」の一員として参加するなど、国際色豊かなものになりました。この青年は、平和行進後、原水爆禁止世界大会に参加します。地域の平和行進実行委員会からも原水爆禁止世界大会へ代表者を送り出すところも出てきています。

平和行進に寄せられた「ペナント」は整理して、「平和行進集結アピール」に向け、広島へ送られました。

更なる平和の尊さを学習し「世の中に核兵器や武器はいらない」の声を強める運動を発展させましょう。平和を伝える人材を増やし、みんなの力で運動を盛り上げていきましょう。

来月の 4 日～9 日まで『原水爆禁止 2023 年世界大会』も開催されます。今年も ZOOM での参加も出来ます。平和のためにどんな行動が出来るのか一緒に考える夏にしましょう。

最賃を 1500 円以上に 6・23 千葉パ臨連昼宣行動

「パート・臨時のなかま、千葉連絡会（以下、略称千葉パ臨連）は千葉労連とともに、千葉県の最低賃金引き上げを求め、6 月 23 日の昼に千葉駅で宣伝行動を行いました。当日は千葉労連から 3 人、船橋時間外保育から 4 人、勤医労から 1 人、コープネットグループ労組から 5 人、合計 13 人が参加しました。

30 分ほどで『千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書』の署名 20 筆と、ティッシュ 200 枚を通行人に配布しました。

一日も早い最賃引き上げを希望

稲毛区在住の 40 代男性から「全国一律も 1500 円以上も賛同します。生活が苦しく、一日も早い最賃 1500 円以上を望みます」と応援の声をいただき、署名にご協力いただきました。

駅頭宣伝では「千葉県の最低賃金が隣接する東京都と比較して 90 円近く差があり、市川市や船橋市など東京都に近いエリアで生活している人は賃金の高い東京都で働く選択をしている影響で、人材の流失が起きてしまっている」

「物価高の影響で、これまで 185 円だった牛乳がとうとう 200 円を超えた。電気代など光熱費が 6 月からさらに値上がり生活がより苦しい。今すぐ時給を上げ生活を楽にする必要がある」

「働き始めた時には最賃の存在を知らなかった。最賃制度を知り、労働者の声で最賃を決めることが出来るのなら、声を高め最賃を上げさせ、暮らしをよくしていきたい」

「20 年ほど前にマクドナルドのハンバーガーが 60 円の時代があった。現在は 170 円と 100 円以上も上がっている。この物価高騰に賃金が追い付いていない」など各組織から全国一律最低賃金 1500 円以上の必要性について訴えがあり、多くの共感を生んでいました。

千葉パ臨連と千葉労連は、どこで働いても、何の仕事をしていても、人間が一人で暮らせる賃金をこ

れからも国に要求します。

波 涛

青年部の企画で宮城県の東松島市震災復興伝承館に行ってきた。東日本大震災から 12 年が経過し記憶も段々薄れていく中で、見つめ直すいい機会になった▼当日は 20 代から 50 代の合計 30 人の参加があった。その中には 12 年前に小学校に通っていた子もいる。当時を振り返り各々感じるがあったようだ。直接被災地を訪れ、自分の目で見て、聞いて、感じるの大切さを改めて感じた▼昨今、オンライン会議やオンラインツアーなど、集合しない形態の普及が進んでいる。とても便利なツールだと思うが、やはり直接現地に行くこと、人と話すことも大事なことだと思う。どちらかに固執せず、上手く使い分けをしていきたい。



【2面】

各組織から職場実態の発言

第 78 回千葉労連評議員会

7 月 22 日の午後から、第 78 回評議員会を、千葉文化センター 9 階で開催しました。議長には千葉土建の海老原氏を選出し、千葉労連本原議長が「今日の評議員会は 2023 年春闘を含む 1 年間のたたかいの総括議論を中心にし、来年度の方針に活かすことを目的に活発なご意見をお願いしたい」と、開会のあいさつを行いました。

経過報告及び提案では、千葉労連矢澤事務局長が①千葉労連第 35 回定期大会の開催について②2022 年度の総括と 2023 年度の方針骨子（案）を提案しました。

各組織から質疑・討論

自治労連からは「千葉県内 7 自治体で組合がまったく無い」コープネットグループ労組からは「最賃運動を大きく前進させよう。最低生計費調査をしていこう」JMITU からは「三和機材では組合敵視が続いている」全教千葉からは「職場訪問が組合加入に結び付いている」年金者組合からは「物価高騰に見合う年金を」千葉労連ユニオンからは「組合員が増えている。個人加盟の労働組合が期待されている」市川浦安労連からは「介護ヘルパー交流会が拡大している」市原地区労連からは「メーデーを市原地区労と共同開催した」千葉県医労連からは「ストライキが賃上げの成果に繋がっている」千葉土建からは「労働組合の真価が問われている」など、単産地域の行動・取り組みや意見・総括が寄せられました。

討論のまとめとして矢澤事務局長は「9 月 10 日の定期大会では、今回の意見・総括を含め骨子を肉付けし、2023 年度の運動方針をみんなで作り上げたい」と、今評議員会を総括し、拍手で議案が採択されました。

閉会のあいさつで、片山副議長が、全労働者の大幅な賃上げと働きやすい職場環境にするため今こそ千葉労連の出番です。「団結してがんばろう！」の三唱で散会はしました。



定期大会に向け運動の総括を中心に議論

最低賃金の引き上げに向け 労働局に要請・県議会に請願

労働局に署名提出

千葉労連は 7 月 4 日、『千葉県の最低賃金を直ちに 1500 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書』第一次分 7184 筆を、千葉地方最低賃金審議会事務局、千葉労働局労働基準部に提出しました。また要請団とともに、千葉県最低賃金改定にかかる意見交換もおこないました。

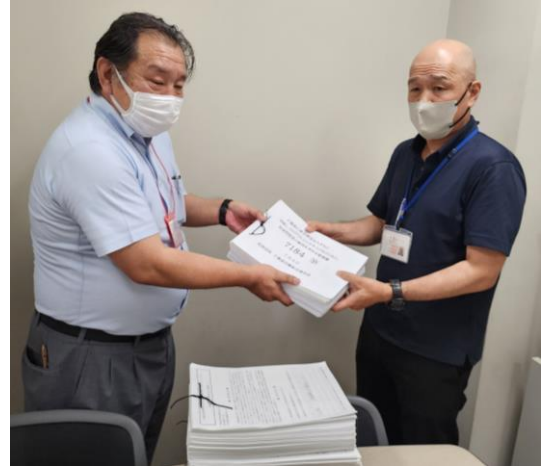
冒頭、要請書の趣旨を片山副議長が説明し、自治労連千葉県本部中央執行委員の川俣氏が、自治体で働く非正規労働者にも最賃引上げは大きな影響があることを訴えました。

千葉労働局は賃金室賃金指導官の前田氏が対応し、「審議会で決めることではあるが、趣旨は理解できる。審議会にしっかり届けます」と回答しました。

県議会請願は不採択

千葉労連が 6 月の県議会で取り組んだ、全国一律最賃制実現に向けての請願は、7 月 12 日付で不採択となりました。

しかし、日本共産党、平和の党、市民ネットワーク、市民力の 4 会派が賛成しました。今後も採択に向けて、支持を広げていく運動を続けます。



第一次集約 7184 筆の署名提出

短信

熱中症の危険を感じる暑い夏になりそうです。熱中症とは、暑い環境で生じる健康障害の総称で、次の様に分類されます。

①熱失神（めまい）②熱けいれん（筋肉痛）③熱疲労（全身倦怠感）④熱射病（意識障害）が主な症状です。以上の様な症状が出たら、適切な応急処置をし、すぐに救急車を呼びましょう（119 番まで）

梅雨時や 7 月～8 月の日中、熱中症患者は増加し、熱帯夜も危険です。30 度を超えると発生し始め、35 度以上では急激に増加します。かかりやすい年齢は乳幼児と高齢者です。こまめに水分と塩分補給をしましょう。

ところで、みなさんは熱中症予防の飴をご存じですか？スーパーなどで簡単に手に入るの、ポケットにスマホと一緒に忍ばせて暑い夏を乗り切りましょう。

労働相談一ヶ月

法の定める権利は全ての労働者に

Q 小さな企業の事務員をしています。正社員です。妊娠しましたが、うちには産休の制度はないと社長からいわれました。辞める以外にないのでしょうか。

A 法で決められた労働者の権利が、事業主からうちにはそんな制度はないといわれる相談が時々来ています。年次有給休暇をめぐるものが多いのですが、妊娠・出産をめぐる相談もあります。

労働基準法・労働安全衛生法は、すべての労働者の労働条件として最低基準を定めています。トラブルは、最低基準と決められていることを、経営者が勝手に自分の会社には適用されないというもので、この発言は法律違反で罰せられる内容です。

相談から見ると①残業代の未払いがあります。法は 1 日 8 時間、週 40 時間を超えて働く場合は、割増賃金を支払うことを命じています。事業主が、残業を命じる場合は、事前に労使が「36 協定」を結び、監督署に届けなければなりません。

②次に、年次有給休暇です。働き始めて 6 カ月間の勤務状況が良好な場合、フルタイムの人は年に 10 日の年次有給休暇が付与されます。週に 1 日しか勤務しない人も付与されます。年休は、職場に取得理由を言わずに使える休暇です。出産については、産前産後休暇や育児時間あるいは育児休業制度などが法で決められています。

問題は、労働者が 1 人しかいない個人事業主であっても、法が適用され、相談のような困難が生じることです。解決方法は、事業主は普段からトラブルにならないような人間関係をつくることや、労働者は職域のユニオンをつくるなどして日常的に対応を想定しておくことです。【中林】